

みやぎの地域資源保全活用支援事業 <small>(基金名：中山間地域等農村活性化基金)</small>	事業主体 県	所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班
---	--------	-------------------------

趣 旨

中山間地域等においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地等の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することで地域の活性化を図る。

このため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援する。

事業の内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

1 対象地域

中山間地域（5法指定地域）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域（同様の基金を造成している市町村）。

2 基金の造成

県は基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。（H5～9年造成済み）
 （基金管理主体：県）

3 基金運用益等による事業

(1) 調査研究事業

地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全・強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査等の研究。

(2) 研修事業

(1)の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成。

(3) 推進事業

- ・都道府県委員会等の設置及び運営。
- ・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域住民活動の活性化に関する推進指導等。
- ・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織（ふるさと水と土保全隊）の構想化等。
- ・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、指導、活動等。